

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第9号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第1（第2条、第3条関係）					別表第1（第2条、第3条関係）				
組織		職		区分	組織		職		区分
知事	本庁	略	政策総括監	2種	知事	本庁	略	政策総括監	2種
			<u>政策調整監（佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「行政組織規則」という。）第22条第2項に規定するものに限る。）</u>	2種				<u>政策調整監</u>	3種
			さがデザイン総括監	2種				さがデザイン総括監	2種
			<u>政策調整監（行政組織規則第23条第2項に規定するものに限る。）</u>	3種				<u>政策調整監</u>	3種
			調整監	3種				<u>さがデザイン推進監</u>	3種
			<u>政策調整監（行政組織規則第27条の2第1項に規定するものに限る。）</u>	4種				調整監	3種
			<u>さがデザイン推進監</u>	4種				国民保護・防災対策監	4種
国民保護・防災対策監	4種								

改正前				改正後					
		総務部	略 政策調整監（行政組織規則第23条第2項に規定するものに限る。）	略 3種			総務部	略 政策調整監	略 3種
		略					略		
	現地機関	政策部	首都圏事務所長 略	<u>1種</u> 略		現地機関	政策部	首都圏事務所長 略	<u>2種</u> 略
		略					略		
		健康福祉部	保健福祉事務所長（鳥栖保健福祉事務所を除く。）	2種		健康福祉部	保健福祉事務所長（鳥栖保健福祉事務所及び杵藤保健福祉事務所を除く。）	2種	
			保健福祉事務所長（鳥栖保健福祉事務所に限る。）	3種			保健福祉事務所長（鳥栖保健福祉事務所及び杵藤保健福祉事務所に限る。）	3種	
			略	略			略	略	
			療育支援センター医務監	3種			療育支援センター医務監	3種	
			療育支援センター副所長	4種			療育支援センター統括副所長	3種	
			略	略			療育支援センター副所長	4種	
		産業労働部	略	略		産業労働部	略	略	
			工業技術センター所長	<u>3種</u>			工業技術センター所長	<u>2種</u>	
			略	略			略	略	
		農林水産部	略	略		農林水産部	略	略	
			玄海水産振興センター所長	<u>3種</u>			玄海水産振興センター所長	<u>2種</u>	
			略	略			略	略	

改正前					改正後				
			林業試験場長	2種			林業試験場長	3種	
		県土整備部	略	略			略	略	
			土木事務所副所長	4種			土木事務所副所長	4種	
			九州新幹線西九州ルート整備推進室長	4種					
			ダム管理事務所長	3種			ダム管理事務所長	3種	
			略	略			略	略	
略					略				
教育委員会	略				教育委員会	略			
	公立学校	校長（特に規模が <u>大きく、その職務が特に困難な</u> 学校で人事委員会が定めるものの校長に限る。）		3種		公立学校	校長（特に規模が <u>大きい</u> 学校で人事委員会が定めるものの校長に限る。）		3種
		略		略			略		略
教頭（規模の大きい学校等で人事委員会が定めるものの教頭に限る。）		5種	教頭（特に規模が <u>大きい</u> 学校又は規模の大きい学校等で人事委員会が定めるものの教頭に限る。）		5種				
			略	略			略	略	
略					略				
公安委員会	警察本部	略		略	公安委員会	警察本部	略		略
		交通管制官		4種			交通管制官		4種
		暴走族対策室長		4種			交通事故事件捜査統括官		4種
		交通事故事件捜査統括官		4種			略		略
			略	略			略	略	
略					略				

改正前			改正後		
略			略		
別表第2 （第3条関係）			別表第2 （第3条関係）		
1 行政職給料表			1 行政職給料表		
職務の級	区分	管理職手当の額	職務の級	区分	管理職手当の額
略			略		
5級	略		5級	略	
4級	5種	44,400円			
	6種	37,000円			
2～8 略			2～8 略		
別表第3 （第3条関係）			別表第3 （第3条関係）		
1 行政職給料表			1 行政職給料表		
職務の級	区分	管理職手当の額	職務の級	区分	管理職手当の額
略			略		
5級	略		5級	略	
4級	5種	33,500円			
	6種	27,900円			
2～8 略			2～8 略		

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。